

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 25 件

厚生年金関係 25 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社における資格取得日に係る記録を 43 年 8 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 44 年 1 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を、3 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 2 月 18 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私が所持している A 株式会社の昭和 43 年 10 月の給与支払明細書及び 43 年分給与所得の源泉徴収票では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人から提出された昭和 43 年 10 月の給与支払明細書、43 年分給与所得の源泉徴収票及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間に A 株式会社に勤務し、申立期間のうち 43 年 8 月 1 日から 44 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A 株式会社は、昭和 45 年 2 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所となったことから、申立期間は適用事業所としての

記録が無い。

しかしながら、i) 商業法人登記簿上、同社は申立期間当時、法人(有限会社)であったことが確認できること、ii) 申立人は、入社当時の従業員数は6人だったとし、その6人の氏名を具体的に記憶しているところ、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和45年2月18日にその6人全員が厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることを踏まえると、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和44年1月1日から45年2月18日までの期間については、同僚等の供述から、申立人が当該期間にA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和55年12月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び元役員も既に死亡している上、元事業主の妻及び複数の同僚から聴取しても、当該期間当時の厚生年金保険の取扱いは不明であるとしており、申立人が当該期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる関連資料及び供述は得られなかった。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該期間に国民年金に加入し、国民年金保険料が納付済みとされているとともに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年2月18日に被保険者資格を取得した7人のうち、国民年金の加入対象者とはならない3人を除く4人は、いずれも当該期間に国民年金に加入し、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、当該期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、このほかに当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、24万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案946

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を41万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、41万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案948

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を42万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、42万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を37万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、37万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を37万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、37万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案953

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を48万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、48万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を39万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、39万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案955

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を29万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、29万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案958

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を30万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、30万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案961

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を42万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、42万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を32万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、32万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案965

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を29万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、29万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成18年12月15日の標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA株式会社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、20万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 5 日から 42 年 10 月 11 日まで
② 昭和 43 年 2 月 1 日から 45 年 2 月 16 日まで
③ 昭和 45 年 3 月 3 日から 46 年 1 月 15 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みである旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間について、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無く、脱退手当金を受給したとされている記録に納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前2回と申立期間①と②の間の1回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これらを失念するとは考え難い上、未請求となっている一部の期間と申立期間である3回の被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、社会保険庁（当時）の通知によると、脱退手当金が支給された場合には、厚生年金保険被保険者証（再交付した場合を含む。）に支給を示す表示をすることとされているが、申立人が所持する再交付された同被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無い。

さらに、支給されたとする脱退手当金の額は、法定支給額と 457 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年3月までの期間、同年7月から48年3月までの期間、61年1月から同年3月までの期間、62年1月から同年3月までの期間及び同年10月から63年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から45年3月まで
② 昭和45年7月から48年3月まで
③ 昭和61年1月から同年3月まで
④ 昭和62年1月から同年3月まで
⑤ 昭和62年10月から63年7月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は実母から、昭和48年3月までの国民年金保険料を納付したと聞いており、また、同年4月以降の保険料は妻が納付しているはずであり、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を、その実母が納付していたと主張しているが、申立人自身が保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする実母も既に死亡していることから、保険料の納付状況が不明である上、オンライン記録によると、その実母は、昭和40年3月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、当該期間を含め国民年金に未加入とされている。

また、申立人は、申立期間③、④及び⑤に係る国民年金保険料を、その妻が最寄りの銀行に納付していたと主張しているが、妻から聴取しても納付場所、納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないとしており、保険

料の納付状況は必ずしも明確ではない上、オンライン記録によると、その妻も当該期間は国民年金に未加入とされている。

さらに、申立期間は5回に及び、特に申立期間③、④及び⑤は近接しており、いずれの機会においても関係行政機関が事務処理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月12日から24年4月1日まで
② 昭和26年7月1日から28年7月27日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、各申立期間は、A事業所に勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、各申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった「解雇証明書」（昭和24年11月9日付けA事業所発行）及び雇用主による申立人を推薦する旨の書面の記載から、申立人は、申立期間①及び②当時、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所関係の従業員は、昭和24年4月1日から厚生年金保険法の適用を受けることとなり、加入の手続がとられたことから、申立期間①は、同法が適用される以前であることが確認できる。

また、申立期間①当時、A事業所を管轄していた事業所の後継事業所に対し、申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、「昭和24年4月1日以前のA事業所関係の従業員は、厚生年金保険法の適用はされていない。厚生年金保険の加入状況を確認できる関係資料も無い。」と回答しており、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる関連資料及び供述は得られなかった。

さらに、申立人から提出のあった「解雇予告通知書」（昭和26年5月28日付け申立人あて発行）によると、i) 申立人は、昭和26年6月30日付け

で解雇されていること、ii) 同年7月1日以降は、使用者が直接雇用することになり、雇用形態が使用者による直接雇用に変更された者に対しては、健康保険及び厚生年金保険等の適用はしないこと等の記載があるところ、これら記載は、申立人が同年7月1日に「B事業所」において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時期と合致するとともに、申立期間②当時の雇用主による申立人を推薦する旨の書面の記載から、申立人は、使用者による直接雇用であったとみられることから、当該期間には、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間②当時の勤務実態を知っているとして名前を挙げた者3人は、当該期間当時、自身がA事業所で勤務していたと供述しているが、いずれも当該期間に厚生年金保険の加入記録が確認できない上、うち一人は、当該期間当時は直接雇用であったことをうかがわせる供述をしている。

その上、各申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無く、このほかに各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 48 年 4 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務していた。給与明細書等、証拠になるものは持っていないが、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、申立人が勤務していたとするA事業所において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者の供述及び申立人から提出のあった写真から、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 43 年 2 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年 3 月 30 日に同保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間当時は同保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記によると、当該事業所は平成 7 年 1 月 31 日に解散している上、元事業主及び申立期間当時の事務担当者とみられる者は既に死亡し、他の役員についても所在が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られない。

さらに、オンライン記録上、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 5 人に対し、申立人の勤務実態について照会し、4 人から回答を得たが、このうち、申立期間に当該事業所に勤務していたと回答している 2 人は、いずれも申立期間に厚生年金保険の加入記録は無く、

うち1人は当該期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた者と結婚したと供述しているところ、この元配偶者についても申立人同様、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無い。

その上、上記4人のうち1人は、「時期は忘れたが、厚生年金保険に加入すると給料の手取額が少なくなるとの反対意見があり、厚生年金保険に加入しなくなったことがあった。」と供述している。

このほか、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月21日から50年3月6日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、A株式会社を退職後、引き続きB株式会社に勤務したはずなので、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

C団体から提出のあった申立人に係る勤務履歴によると、昭和48年12月27日から50年1月30日までの期間はA株式会社、同年1月30日から51年9月14日までの期間はB株式会社との記録であることから、申立人は、申立期間についてA株式会社及びB株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が当初、申立期間に勤務していたとするB株式会社は、オンライン記録上、昭和51年4月に事業所名称をD株式会社に変更し、平成10年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明である上、D株式会社を吸収合併したE株式会社では、「申立期間当時の従業員の関係書類は保管されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無を確認することができない。」旨回答している。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の名前は記憶していないとすることから、オンライン記録上、申立期間当時、B株式会社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者で、申立人の厚生年金保険の整理番号の前後の者9人及び昭和49年前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者6人の計15人に照会し、6人から回答を得たが、申立人の勤務期間を特定できる供述及び厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供

述は得られなかった。

さらに、A株式会社に照会したところ、同社では、「申立期間当時の事務処理等について知っている者がいない上、関係資料も無いので申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答している。

加えて、C団体の勤務履歴上、申立人がA株式会社に勤務していたとする期間に、同社において厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録で確認できる者 17 人に照会し、8 人から回答を得たが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入の有無については全員が「分からない。」としている上、このうち2人は、「実際に勤務した期間よりも厚生年金保険の加入期間が短い。」と供述している。

その上、B株式会社及びA株式会社が加入していたF健康保険組合は、平成 18 年に解散しており、申立人の健康保険の加入期間を確認することはできない上、B株式会社及びA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立期間について申立人の名前は見当たらず、厚生年金保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、このほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 19 日から 61 年 11 月 5 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA株式会社B支店に、正社員として勤務していた。給与明細等、証拠になるものは持っていないが、この会社を退職した際、雇用保険被保険者証を渡されたことを記憶しており、厚生年金保険にも加入していたはずで、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成元年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった平成元年5月1日に被保険者資格を取得している者9人に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて照会し、6人から回答を得たが、うち3人は「事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年からであり、申立期間当時は、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているとともに、回答を得た6人のうち4人（上記の3人を含む。）は、申立期間当時、当該事業所に勤務していたと供述しているものの、厚生年金保険の被保険者記録が無い上、申立期間当時は、いずれも国民年金に加入していることが確認で

きる。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所は、平成7年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に照会しても申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる関連資料及び供述は得られなかった。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、このほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 4 月 2 日まで
② 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、A事業所に昭和 59 年 4 月 1 日に採用され、60 年 3 月 31 日まで正職員として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、勤務していたとするA事業所において、昭和 59 年 4 月 2 日に被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、当該事業所から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、申立人は、同年 4 月 2 日に被保険者資格を取得した旨の届出がなされていることが確認できる上、同事業所が保管する「労働者名簿」においても、申立人の雇用年月日は、同年 4 月 2 日とされており、これらの記録は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

また、当該事業所は、「昭和 59 年 4 月 1 日が日曜日であったため、採用日をその翌日にした。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めること

はできない。

申立期間②について、上記労働者名簿によると、申立人の退職年月日は昭和 60 年 3 月 30 日とされている上、当該事業所から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人は、同年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の届出がなされていることが確認できる。

また、当該事業所では、申立期間当時の厚生年金保険料の控除方法については翌月控除としているところ、申立人が同年 4 月 1 日に資格喪失したのであれば、同年 1 月から同年 3 月までに支給された給与から 4 か月分の社会保険料等の金額として約 5 万 3,000 円が控除されることとなるが、申立人から提出のあった「昭和 60 年分給与所得の源泉徴収票」を見ると、社会保険料等の金額として約 4 万円が控除されていることが確認でき、この金額は、同年 3 月分の社会保険料等が控除されていない額とほぼ一致している。

さらに、当該事業所では、「月末退職とすると、退職月に 2 か月分の厚生年金保険料を控除しなければならないため、月末を資格喪失日とすることにより、1 か月分の保険料だけを控除した記憶がある。また、昭和 60 年 3 月 31 日が日曜日であったので、その前日を退職日としたと思われる。」と回答している。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。